

静岡県建設工事労務費ダンピング調査実施マニュアル

1 目的

地域とともに、建設産業が持続していくためには、適正な労務費等の確保と全従事者への適正な賃金の行き渡りの徹底等により建設従事者の処遇を改善し、担い手を確保していく必要がある。

令和7年12月、第三次担い手3法が全面施行され、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳(以下「入札価格(工事費)内訳書」という。)を提出し、発注者は提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならない旨が規定された。

本マニュアルは、入契法第13条の規定による、入札価格(工事費)内訳書の内容の確認及び労務費等の適正性の調査方法を目的とした「労務費ダンピング調査」の実施方法等について、必要な事項を定めるものである。

2 調査対象工事

労務費ダンピング調査の対象は、設計金額5,000万円(税込み)以上かつ入札により発注する建設工事とし、入札公告又は指名通知書等に労務費ダンピング調査の対象であることを記載する。

○ 入札価格(工事費)内訳書

入契法第12条及び入契法施行規則第1条等において、入札価格(工事費)内訳書に記載する経費として、以下が規定されている。

- ① 材料費
- ② 労務費
- ③ 法定福利費の事業主負担額
- ④ 建退共制度の掛金
- ⑤ 安全衛生経費

本県においては、「入札価格(工事費)内訳書の取扱いについて」(令和8年1月27日付け建経業第221号)により、令和8年2月1日以降、入札手続を開始する案件から、上記経費を記載した内訳書の提出を求めている。

3 調査方法

(1) 入札価格(工事費)内訳書の確認

ア 調査対象者

入札の結果、落札決定を受けた者(落札者)を調査対象者とする。ただし、事後審査型、低入札価格調査等により開札後直ちに落札決定を行わない場合、落札候補者を調査対象者とし、事後審査等と並行して調査を行うことができる。

イ 確認方法

調査対象者が提出した、入札価格(工事費)内訳書に記載された直接工事費が、ウの一定水準を下回るか確認する。

ウ 一定水準

(土木工事)

一定水準 = 当予定価格の直接工事費 $\times 0.97$

(建築工事)

一定水準 = 当予定価格の直接工事費 $\times 0.97 \times (1 - 0.1 \text{ 又は } 0.2(\ast))$

※ 一般工事:0.1、

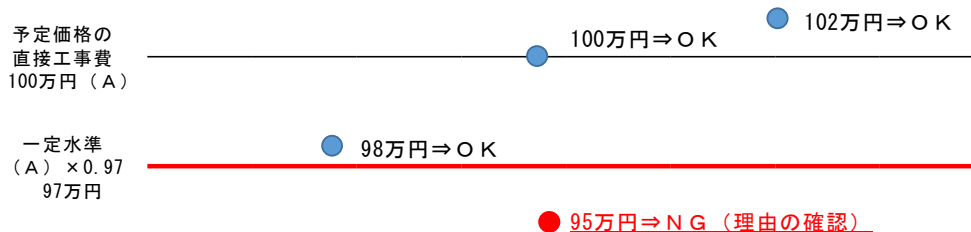
昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事:0.2

(建築工事のうち解体工事)

静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用に基づき、低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断し、0.8を乗じている工事の場合

一定水準 = 当予定価格の直接工事費 $\times 0.97 \times 0.9 \times 0.8$

(入札価格(工事費)内訳書の確認例)



- 再度入札(第2回)を行った場合であっても、当初入札(第1回)時に提出された入札価格(工事費)内訳書により確認する。

(2) 一定水準を下回った理由の確認

ア 理由書の提出

(1)の確認により、一定水準を下回ることを確認した場合、調査対象者に対し、「労務費ダンピング調査対象者通知」(様式第1号)により、当該労務費で入札した理由を記載した「理由書」(様式第2号)の提出を求める。この場合、理由書が提出されるまでの間、当該契約は締結しない。

イ 理由書の提出期限

理由書の提出期限は、「労務費ダンピング調査対象者通知書」(様式第1号)に記載するものとし、通知の日から概ね2日程度(土日祝日等を除く。)とする。

ウ 提出期限までに理由書の提出がない場合

提出期限を過ぎても理由書の提出がない場合、契約書の締結期限日までの間は、電話等により理由書の提出を促すものとする。

エ 契約書締結期限日までに理由書の提出がない場合

正当な理由なく、契約書の締結期限日までに理由書の提出がない場合、落札決定後辞退として取り扱うこととし、当該契約は締結しない。

オ 理由の確認

調査対象者から提出された理由書について、工事課長等が、以下により合理性を判断

する。必要に応じ、ヒアリング等を実施する。

- ・ 中央建設業審議会が作成・勧告した「労務費に関する基準」を適用しているか。(直接工事費は一定水準を下回るが労務費は基準を確保している等)
- ・ 県公表の標準積算基準を踏まえ、職種・工種・地域などで齟齬のない想定で労務費を設計しているか。
- ・ 労務単価は一定水準を確保しながらも、工事の規模、自社の施工実績などにより、施工効率が高く、労務費全体の縮小が図られているなど、入札した労務費の額について相応の理由があるか。

【合理的な回答例】

- ・ 一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・ 発注者が想定している工法とは異なる工法(又は新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・ 過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・ 下請からの見積りが一部材工一式となっており、下請分の労務費が分離計上でできなかった。

等

【非合理的な回答例】

- ・ 下請予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・ 下請予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・ 本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・ 根拠なく概算で算出した。

等

カ 合理的な回答が得られなかった場合の対応

合理的な回答が得られた場合は、調査終了とする(調査対象者への連絡は不要)。

合理的な回答が得られなかった場合、調査対象者に「要請書」(様式第3号)を発出する。

4 調査結果等の報告

(1) 落札決定後辞退とした場合の報告

3(2)エにより、落札決定後辞退とした場合、入札参加停止措置の措置要件に該当する場合があるため、直ちに建設業課に報告する。

(2) 調査結果の報告

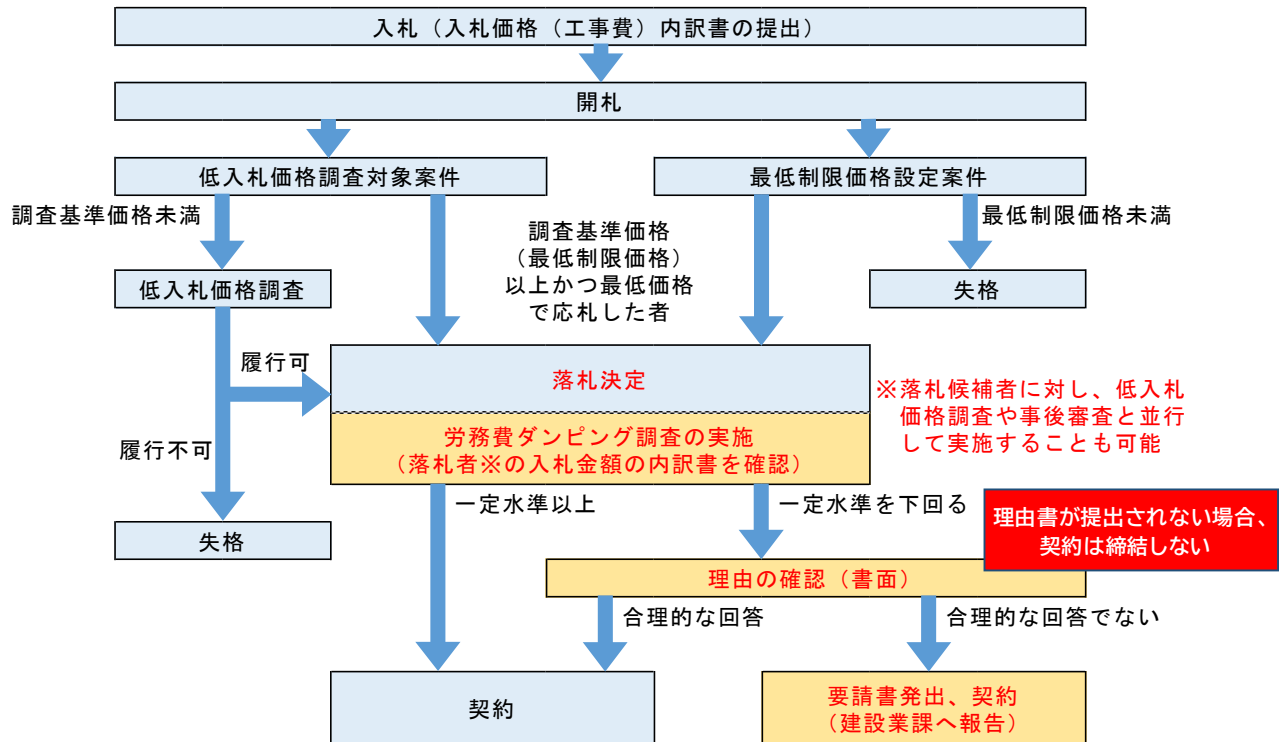
3(2)カにより、要請書を発出した案件について、速やかに、以下の資料を添えて建設業課に報告する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 入札結果表、予定価格表、金入り設計書等の写し・ 調査対象者の入札価格(工事費)内訳書、理由書の写し・ 要請書の写し |
|---|

附 則

このマニュアルは、令和8年6月1日以降、入札手続を開始する案件から施行する。

(参考1) 労務費ダンピング調査の流れ



(参考2) 【入札価格(工事費)内訳書】

様式第6号

入札価格(工事費)内訳書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

1 入札番号

2 工 事 名

3 工事場所

4 入札価格(工事費)内訳

土工	〇〇〇円	共通仮設費	〇〇〇〇〇円
擁壁工	〇〇〇〇円	純工事費 計	〇〇〇〇〇〇〇円
橋台工	〇〇〇〇〇円	現場管理費	〇〇〇〇〇円
地すべり対策工	〇〇〇〇円	工事原価 計	〇〇〇〇〇〇〇円
排水工	〇〇〇〇円	一般管理費	〇〇〇〇〇円
法面工	〇〇〇円	工事価格 計	〇〇〇〇〇〇〇〇円
舗装工	〇〇〇円		
安全施設工	〇〇〇円		
雑工	〇〇〇円		
直接工事費 計	〇〇〇〇〇〇円		

追加

※工事費のうち材料費、労務費等

材料費	〇〇〇〇〇円
労務費	〇〇〇〇〇円
法定福利費の事業主負担額	〇〇〇〇〇円
建退共制度の掛金	〇〇〇〇〇円
安全衛生経費	〇〇〇〇〇円

※記載がない(一部未記載も含む)場合は、無効の入札として取り扱います。
※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、「算出不能」、又は「一部のみ計上」の旨を記載することができます。

【例】

材料費	〇〇〇〇 (一部のみ計上) 円
労務費	算出不能 円
:	

(様式第1号)

労務費ダンピング調査対象者通知書

○年○月○日

(調査対象者) 様

静岡県○○事務所長

貴社が提出した入札価格(工事費)内訳書に記載の直接工事費が一定水準を下回っていることを確認したため、貴社に対し労務費ダンピング調査を実施するので通知します。

つきましては、下記2の理由書提出期限日までに別添の理由書を提出してください。

なお、契約書締結期限日までに理由書を提出しない場合、落札決定後辞退として取り扱うこととし、契約は締結いたしません。また、入札参加停止を行うことがあることを念のために申し添えます。

記

1 工事名等

「記載例: 入札番号、工事名」

2 理由書提出期限日及び提出場所

「記載例: 年 月 日()午後4時までに書面により総務課建設業班に提出すること。」

3 契約書締結期限日

「記載例 1(落札決定済みの場合): 年 月 日()」

「記載例 2(落札決定していない場合): 落札決定後7日目の日(初日参入、土日祝日は除く。)」

担 当:○○

電話番号:○○

(様式第2号)

○年○月○日

(発注者)様

住所
商号又は名称
代表者名

理 由 書

下記工事の入札において提出した入札価格(工事費)内訳書について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

記

1 工事名等

「記載内容:入札番号、工事名」

2 理由

「記載内容:入札価格(工事費)内訳書記載の「労務費」を算出した理由」

(様式第3号)

〇〇第 号
〇年〇月〇日

(調査対象者) 様

静岡県〇〇事務所長

要 請 書

下記工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴者においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

1 工事名

2 指摘事項

入札価格(工事費)内訳書に記載された直接工事費(労務費)が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。

3 要請事項

以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

担 当:〇〇
電話番号:〇〇